

「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」推進要領

－ 農業委員・推進委員が地域の農地利用調整の要(かなめ)となる活動 －

平成31年 4月

一般社団法人新潟県農業会議

1 趣 旨

農業・農村は、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手不足が続き、耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、新規参入を含めた担い手の育成・確保、農地の利用集積・集約化が喫緊の課題となっている。

農業委員会組織は、改正農業委員会法が平成28年4月に施行され平成30年8月には本県の全ての農業委員会が移行した。今後は、農業委員会法で位置づけられた担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消といった「農地利用の最適化の推進」はもとより、農地中間管理事業法の5年後見直しの中で「人・農地プランの実質化」における調整役が位置づけられるなど、これまで以上の取り組み、成果の確保が求められている。

本県では、全国運動と連動し平成11年度から「にいがた地域農業再生運動」を6期に渡り展開してきたが、このたび新たに「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」として、農業委員会組織の活動理念である「農地を守り、地域の担い手を育てる」を柱に、農業委員・農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)が地域(集落)の農地利用調整の要となる活動を展開する。

運動の展開に当たっては、「目に見える活動」の実践を進め、元気で活力のある地域農業の確立をめざして取り組むこととする。

2 運動の目標

- (1) 地域の農地利用の実態把握と地域合意形成活動の推進
- (2) 農地利用の最適化を進める活動の推進
- (3) 農業政策への提言活動と農業委員会の「目に見える活動」の実践

3 運動の期間

令和元年度からの3カ年間。

4 運動の推進体制

農業委員会と県農業会議が推進母体となって展開。

新・にいがた地域農業再生運動
【第6期運動】(平成28～30年度)

にいがた農地を活かし担い手を応援する運動
－ 委員が地域の農地利用調整の要となる活動 －
【第7期運動】(令和元年度～3カ年運動)

(1) 『農地利用最適化の取組活動』

- 地域実態の把握と将来の農地利用と担い手等に関する地域の合意形成活動の推進
 - ・ 地域の実態把握のための「営農状況・意向調査」の実施
 - ・ 地域の話合い活動の推進等による「人・農地プランの実質化」
 - ・ 関係機関と連携した重点地区等への参画
- 農地の確保・有効利用の推進と遊休農地等の発生防止・解消対策の強化
- 適正な農地制度の推進、農地台帳整備と農地情報の公開システムの運用
- 新たな農業のパートナーづくりの推進

(2) 『地域の世話役活動』

- 担い手の確保と育成の取り組みの推進
- 地域の声を取りまとめた政策提案活動の推進
- 情報提供活動の推進

◎ (2つの活動を支える) 「活動実績の蓄積と課題の共有」

- 農業委員会活動記録での活動の蓄積
- 農地利用の最適化・活動結果シートの活用と課題の共有

(参考 : 「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」〔令和元年度～3カ年運動〕の概要図)

6 農業委員会の取り組み

農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」並びに年間活動計画策定に当たっては、活動目標を設定し地域において「目に見える農業委員会実践活動」を展開する。

- (1) 運動の推進に当たっては、平成30年度までの取り組みを踏まえ、農業委員と推進委員が一体となった推進体制の整備を引き続き行う。また、活動計画を策定する際、活動目標と具体的な取組手法として、実施時期、役割分担、強調月間、重点地区の設定等とともに、農業委員、推進委員が地域の話合いの「コーディネーター役を担う」ことに留意し、活動計画を定める。
- (2) 令和元年度からスタートの「人・農地プラン」の実質化の取り組みに当たり市町村と協力することが法定化されるため、市町村行政部局との連携・共同の体制構築に努める。
特に、実質化された人・農地プランの策定や地域の農地利用の調整を進めるにあたり、農業委員・推進委員は、地域（集落）の農地利用調整の窓口と

なる活動を展開する。

(3) 『農地利用の最適化の取組活動』

- ① 将来の農地利用と担い手等に関する地域の合意形成活動の推進
 - 地域の話し合い活動の推進等による「人・農地プランの実質化」
農業委員と推進委員は、地域の守るべき農地と担い手を明確にするため、「人・農地プラン」の実質化をはじめとする地域（集落）での話し合いの場づくりに積極的に関与し、目指すべき地域農業の将来像について合意形成を図る。
 - 地域の実態把握のための「営農状況・意向調査」の実施
地域の話し合い活動を進めるに当たっては、農業委員及び推進委員が中心となって、地域の実態把握のための「営農状況・意向調査」の実施し、その結果を踏まえて地域の合意形成活動を重点的に実践することが重要である。
(参考：「営農状況・意向調査の実施に向けて」平成30年度新潟県農業委員会大会資料)
 - 重点地区の取り組み
農業委員会が定めたモデル地区や県が進める農地集積・集約化実践重点地区、法人化支援対象重点地区において、重点的な取り組みを進め、活動の成果を他地区へ波及させる。
 - 担い手に位置付けた経営体へ農地を計画的に利用集積・集約化するため、農地中間管理機構との積極的な連携を図りこれを進める。
- ② 農地の確保・有効利用の推進と遊休農地等の発生防止・解消対策の強化
 - 農地制度について農地の所有者・利用者に加え、地域住民等への理解を求めるPR活動を行い、制度の適正な執行が行われよう取り組む。
 - 農地パトロール（農地利用状況調査）を地域の農地利用の総点検と位置付け、「農地の無断転用防止」、「遊休農地の発生防止と解消」、「農地への不法投棄防止」等の日常的な監視活動と、農地パトロール月間の設定等による重点的な取り組みに努める。
 - 農地パトロールで把握した農地法上の遊休農地（農地法第32条第1項第1号及び同第2号の農地）については、農地利用意向調査の着実な実施を図るとともに、農地中間管理機構と連携した措置の円滑な実施に取り組む。

- 農業経営基盤強化促進法の改正により、所有者不明農地の活用を可能とする仕組みが措置されたことから、これらを積極的に周知し、農地の有効利用と遊休農地の発生防止に努める。
 - 農地転用許可を受けた農地に対し、許可済みを示す「転用掲示板」の掲示を行う。
- ③ 適正な農地制度の運用、農地情報公開システムによる公開
- 農地制度の適正な運用とともに、農地の無断転用案件を確認した場合は、その現況や経緯・事情を調査し、県をはじめ他の行政機関と連携し早急な是正指導を行う。
 - 農地パトロール等で得られた現況を速やかに農地情報公開システムに反映させるとともに、新潟県担い手育成総合支援協議会の賃貸情報への掲載の対応を進める。
- ④ 新たな農業のパートナーづくりの推進
- 新規参入者や一般株式会社等の農業参入者に対し、農地制度が適正に運用されるよう相談活動等を行う。

(4) 『地域の世話役活動』

- ① 担い手の確保と育成の取り組み
- 地域での「人・農地プラン」の実質化に併せ、認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化する。また、担い手が不足している地域では、集落営農の組織化や法人化に向けた地域の合意形成を推進する。
 - 農業者年金加入推進対策の取り組みを進めるとともに、家族経営協定、法人化・経営相談等の活動を実施する。
- ② 地域の声を取りまとめた政策提案活動の推進
- 農業委員会法第38条の「意見の提出」を踏まえ、全ての農業委員会において、「農業者等と農業委員会との意見交換会」等、地域の農業者等からの意見を踏まえた、建議や意見の公表をおこなうとともに、県・全国段階へ意見の積み上げを図り、農業委員会系統組織としての政策提案活動を展開する。
- ③ 情報提供活動の推進
- 目に見える農業委員会活動を地域住民にPRするため「農業委員会だより」の発行や「全国農業新聞」の普及推進、「全国農業図書」の活用など情報活動に取り組む。

(4) 農地等利用の最適化に向けた取組強化にむけ、農業委員会や関係機関の協力のもと、重点地区の取組事例を収集・報告する。

8 推進計画の策定と点検・確認等

- 「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」の取り組みに当たって農業委員会は、農業委員会事務の実施状況等の公表に併せ、活動の自己評価と取り組みの検証を行う。
- 各農業委員会は、運動の取り組み目標と具体的な対策（農地パトロール月間、農業者等との意見交換会他）、重点実施地区の設定などを内容とする推進計画を策定し実践活動を積極的に展開する。
また、「農業委員会活動記録」による活動実績の取りまとめとともに、情報の共有を図るため、毎月の総会等に併せ、「農地利用の最適化・活動結果シート」を活用して報告会等の実施に努める。
- 農業会議は、年度毎の農業委員会の推進状況を把握し、活動状況を農業会議だより「農のかけ橋」・「ホームページ」や啓発資料等に紹介することで運動の波及を図るとともに、運動の活動成果を取りまとめる。
なお、引き続き「ホームページ」において、各農業委員会の活動事例を農地パトール活動・遊休農地対策・食育活動等、特集を組んで積極的に紹介することとする。

〈参考〉 平成30年度における取り組み内容 （組織実態調査等から、一部予定含む）

営農状況・意向調査の取組	14委員会	（参考：29年度既に実施6委員会）
農業者等との意見交換会の実施	19委員会	
農業委員会の意見提出・要請活動	15委員会	
農業委員会だよりの発行	26委員会	（計62回）、市町村広報への掲載 17委員会

(別記1)

「農業委員会活動記録簿」の活用と集計等について

1 目的

平成22年度から「にいがた地域農業再生運動」において、全国農業会議所が作成した「農業委員会活動記録簿」を活用し、農業委員活動の内容を記録するとともに、その記録状況を定期的に把握し、活動の一層の推進に役立てることを目的に取り組みを行っているが、引き続き、農業委員会活動の点検・検証を踏まえた「目に見える活動」を一層進めることから、この取り組みを進めることとする。

2 内容

- ① 農業委員・農地利用最適化推進委員は、日ごろの農業委員活動を活動記録簿に記入し毎月農業委員会事務局に、その件数を報告するとともに、懸案事項等については、農業委員会総会等の際に報告・協議を行う。
- ② 各委員の活動件数（記録簿の18頁～）を、農業委員会事務局は毎月定期的に報告を受け件数を取りまとめ、四半期毎に農業会議に報告する。
 （農業会議への報告は3月毎とし、7月12日・10月11日・1月10日・4月12日までにファクス又はメールで報告する。（報告は原則12日）
- ③ 農業会議は、農業委員会の報告を取りまとめ、集計結果を農業委員会に送付するとともに、その内容を会議・研修会に反映をさせる。
 （集計結果は、報告月の原則25日まで農業委員会事務局に提供する。）
- ④ この活動取りまとめ結果を活用し、各農業委員会において、年間活動計画に基づく、農業委員の活動推進を図る。

	委員・推進委員		委員会事務局		県農業会議
4月	活動内容を記録簿に記載	⇒	毎月1回定期的に、活動件数を取りまとめ	⇒	県内の農業委員会の取り組みを定期的（3月毎）に取りまとめる。
5月		⇒			
6月		⇒			
7月	県内農業委員会の活動内容を集計し、定期的に情報の提供。				
8月		⇒		⇒	
9月	←				
10月		⇒			
11月		⇒		⇒	
12月	←				
1月		⇒			
2月		⇒		⇒	
3月	←				

(別記2)

☆ 農業委員・推進委員が取り組む事項

にいがた農地を活かし担い手を応援する運動のもと、農業委員・推進委員は下記事項に必ず取り組むものとする。

- ① 営農状況・意向調査の徹底
担当地域の農業者、農地所有者の意向を把握するための営農状況・意向調査の徹底とデータの蓄積を行う。
- ② コーディネーター役の発揮
人・農地プランの実質化に向け見直しが行われる地域において、農業委員・推進委員は関係機関・団体と連携しコーディネーターの役割を担う。

コーディネーターの役割は、話し合いの推進役、施策の説明者のほか地域の農業者の参加促進など幅広く、関係機関・団体で役割分担を行う

- ③ 遊休農地に対する措置の的確な実施
農地法に規定されている一連の遊休農地に対する措置を的確に実施するため、農地パトロール活動を徹底する。
- ④ 農地中間管理機構との連携
担い手経営体へ農地を計画的に利用集積・集約化するため、農地中間管理機構との積極的な連携を図りこれを進める。
- ⑤ 情報の横展開
農地制度や施策および農地利用最適化の取組事例を農業委員会だよりや全国農業新聞を活用して、担当地区の農業者に情報提供を行い横展開を図る。
- ⑥ 農業委員会活動記録の徹底
上記の活動を「農業委員活動記録」等を活用した記録を徹底する。

(参考1) 「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」〔令和元年度～3カ年運動〕

＝ 農業委員・推進委員が地域の農地利用調整の要(かなめ)となる活動 ＝

農業委員会・新潟県農業会議

運動の目標

- (1) 地域の農地利用の実態把握と地域合意形成活動の推進
- (2) 農地利用の最適化を進める活動の推進
- (3) 農業政策への提言活動と農業委員会の「目に見える活動」の実践

I 農地利用の最適化の取組活動

- 1 将来の農地利用・担い手等に関する
地域合意形成活動の推進
 - ① 地域の実態把握のための「営農状況・意向調査」の実施
 - ② 地域の話合い活動の推進等による「人・農地プランの実質化」
 - ③ 関係機関と連携した重点地区等への参画
- 2 農地の確保・有効利用の推進と
遊休農地等の発生防止・解消対策の強化
- 3 適正な農地制度の運用、農地情報公開システムによる公開
- 4 新たな農業のパートナーづくりの推進

実践的活動

II 地域の世話役活動

- 1 担い手の確保と育成の取り組みの推進
- 2 地域の声を取りまとめた政策提案活動の推進
- 3 情報提供活動の推進

目に見える活動の情報発信

◎ 活動実績の蓄積と課題の共有

- ① 農業委員会活動記録での活動の蓄積
- ② 農地利用の最適化・活動結果シートの活用と課題の共有

基礎的活動

5つの活動目標

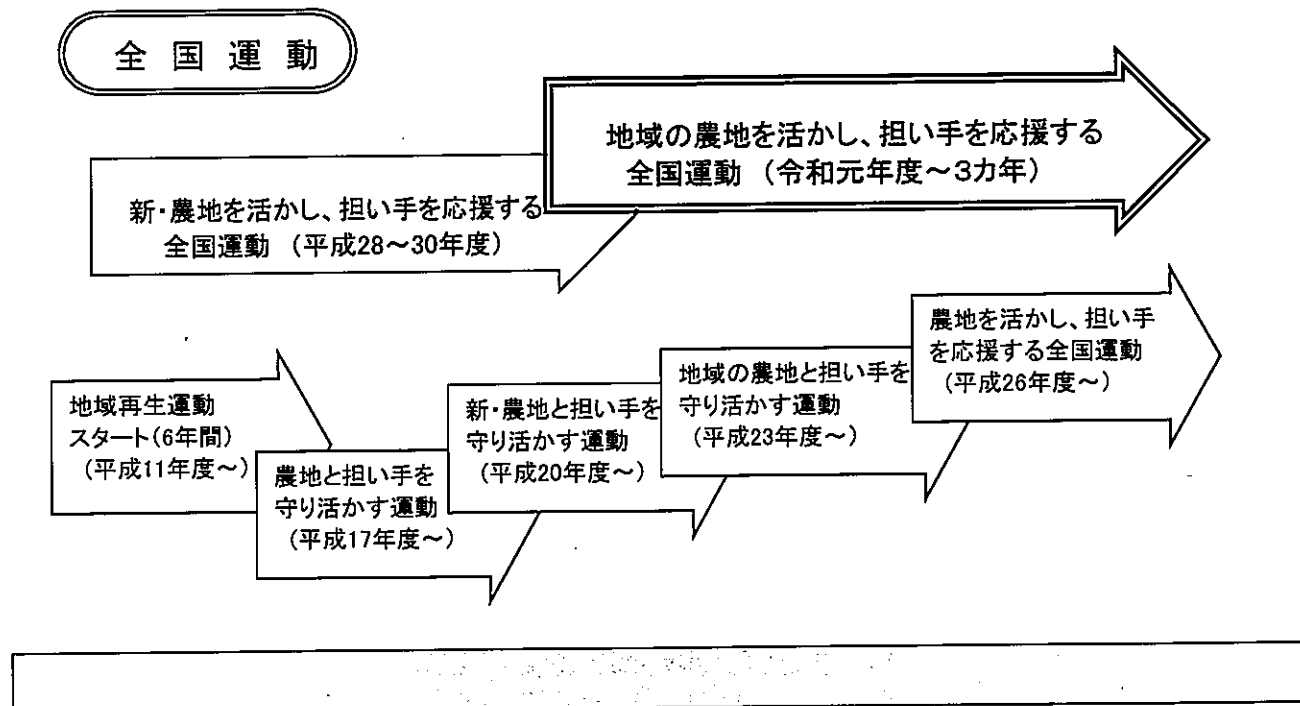
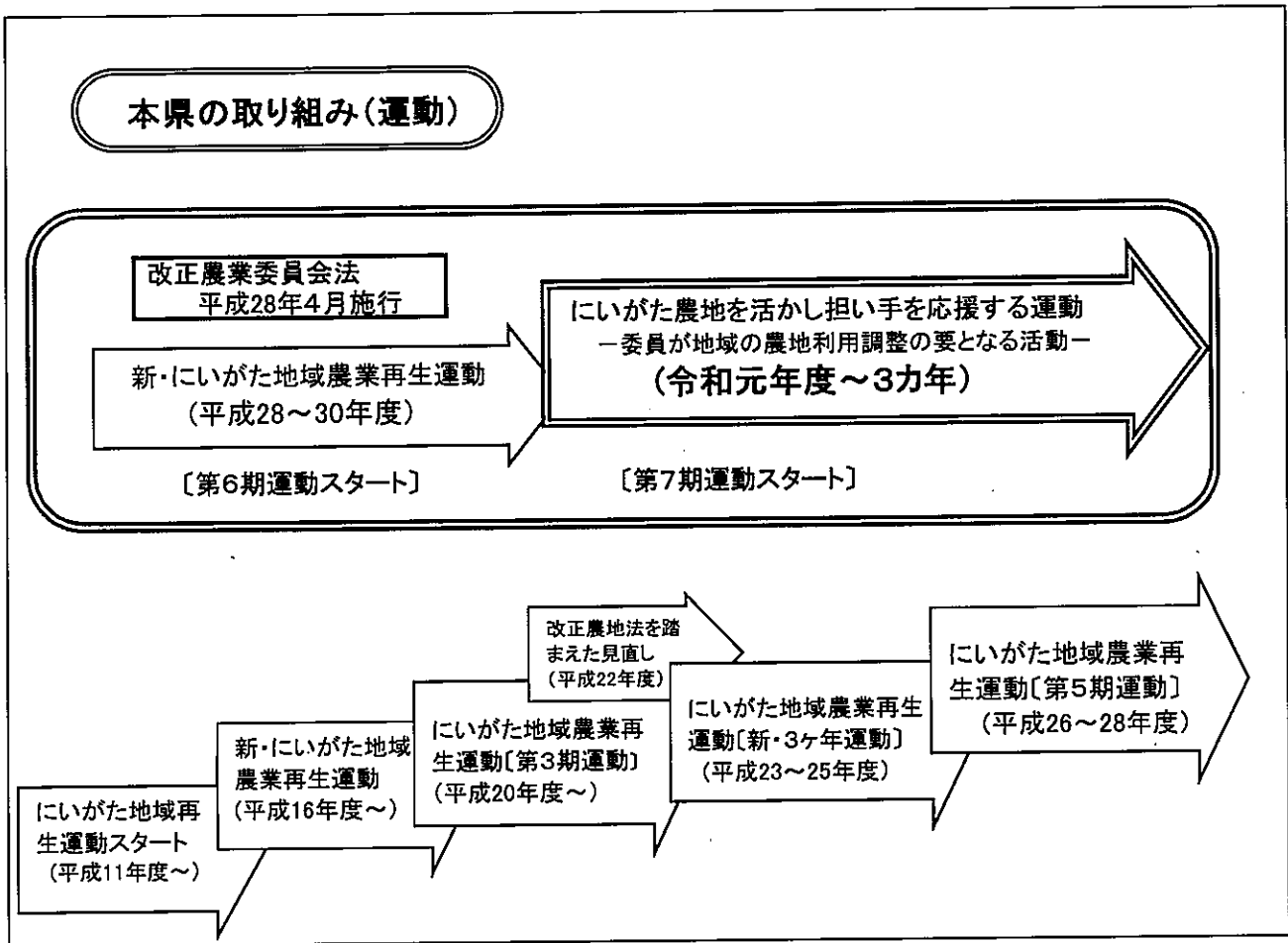
地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動（令和元年度～3カ年）

- (1) 5～10年後の地域の農地利用と担い手に関する方針作成の強化
- (2) 担い手の農地利用集積率8割、遊休農地ゼロに向けた取り組み強化
- (3) 認定農業者等の担い手の確保と経営確立の取組強化
- (4) 農地利用最適化に関する意見等の提出の強化
- (5) 農業委員会活動に関する情報提供活動の強化

全国農業会議所

(参考1-②)

農業委員会・農業会議運動の経緯



(参考2)

平成30年度新潟県農業委員会大会

農地利用最適化に向けた取組事例

＝営農状況・意向調査の実施に向けて＝

平成30年11月22日
(一社)新潟県農業会議

1 農地利用の最適化とは

農地利用の最適化とは、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進の3点ですが、いずれの活動も「将来に向けた農地利用の設計図」を作るものです。

合言葉は「今使われている農地を、使えるうちに、使える人に引き継いでいく」です。この活動を進めるには、農業者の考えを把握するための事前準備が必要です。

2 活動の事前準備は4ステップ

第1ステップは「顔を知る」ことです。担当地区の農業者に農業委員・農地利用最適化推進委員ということを知ってもらいましょう。

第2ステップは「声を聞くこと」です。現場や農業者の集まる会合に参加するなど農地利用に困っているの悩みや意見を聞き相聴に乗りましょう。

第3ステップは「考えを知ること」です。10年後、15年後の農業者の意向を把握するために「営農状況・意向調査」を実施しましょう。

第4ステップは「見える形にまとめること」です。調査結果を見える形にまとめて農業者に報告して話し合い活動を始めするための準備をします。

3 営農状況・意向調査の必要性・重要性

農地利用の最適化は、将来の地域の農地利用の設計図を作るものです。設計図を作るために「10年後、15年後に、この地域の農業はどうなっているのか？どうなっているのか？」をみんなまで考え共通認識を持つことが必要です。そのきっかけになるツールが、「営農状況・意向調査(アンケート)」です。

この調査は、現時点で地域の農業者が将来の農地利用をどのように考えているかを知ることが目的です。調査結果を集計することで地域の状況が目に見える形となり、次のステップに進むために必須です。

基幹的農業従事者の平均年齢は68歳、5年後は73歳でまだまだ元気です。「5年後の農業は」と尋ねると「5年後はまだ俺がやる！」という回答が増えそう。将来を見据えて「10年後、15年後を設定したらいかがでしょうか」という提案です。

4 調査(アンケート)をやってみましょう

これまで県内の農業委員会等が行った営農状況・意向調査を大別すると「全域型」「重点地区型」「課題解決型」の3つに分類されます。3パターンとも農業委員会だけでなく、農政担当課、JA、土地改良区等関係機関との連携が必要で、調査内容は目的によって濃淡が違ってきますが、調査・集計後の活用面から記名式が有効です。

ポイントには回収率の向上です。そのために配布方法、回収方法も「委員の手渡し」「農家組合を通じて」「郵送」と様々ですが、市町村の中で最も効率的な方法を選びます。農業委員・推進委員が関わると回収率も向上につながります。

調査対象の基本は、実施地区すべての耕作者あるいは地権者ですが、目的によっては出し手が見込まれる高齢農家とか、受け手となる認定農業者だけとか対象を絞ることも考えられます。また現在は他産業に従事している者を含めた10年後、15年後に地域の中心となる後継者や、女性農業者を対象とすることも一つのアイデアです。

5 パターン別の特徴

(1) 全域型

これは市町村内の農業者すべてを対象に実施するものです。農業者の将来に向けた意向を把握し、農業委員・推進委員の基礎データとします。

ポイントは「回収率向上」です。基礎データとするには、多くの農業者から回答していただくことが大切です。そのためアンケート用紙の配布や回収はJAや農家組合等と連携して実施しましょう。また、調査内容は答え易いように調査項目は簡単なものに絞りましょう。

(2) 重点地区型

① 1 農業委員会1モデル型

これは重点地区を設定してアンケートを行うものです。「にいがた地域農業再生運動」で提案する「1 農業委員会1モデルづくり」や、県が定めた農地集積・集約化重点地区を対象に実施して、その後の話し合い活動の基礎資料にします。

重点地区の設定数は「1 農業委員会1地区」だけで無く、「旧市町村単位」「地区部単位」など農業委員会で「取り組みやすい」あるいは「結果を活用したい」範囲で実施しましょう。

② 1 委員1集落型

農業委員会全体で、委員一人一人が重点地区を設けてアンケートを実施する場合もあります。農業委員・推進委員の実践活動を促進するとともに地区の課題を洗い出すきっかけになるものです。

委員一人一人取り組む場合のポイントは「地区の設定」です。例えば出身集落、例えば最適化の芽が出ている集落とか、調査に理解が得られる地区を選択しましょう。

(3) 課題解決型

① 人・農地プランの推進

人・農地プランの見直しを検討する地区で、農業者を集めた説明会、利用現況図の作成で気運が高まったら、参加者（地区内農業者）へのアンケート調査を実施しましょう。

このアンケート調査は後日開催する集落座談会に向け地域農業の現状や課題などの概要を把握するためにを行います。

アンケートの内容は今後の農地集積・集約に結びつきやすくするために、①記名式であること②農地の貸し借りの意思の確認（何年後か）③基盤整備の必要性の有無など課題発見につながる内容をアンケートに盛り込みましょう。さらに具体的貸付け希望農地の調査を行う場合もあります。

実施主体は人・農地プラン担当部局ですが、農業委員・推進委員に意見を求められたい、アンケートの実施が農業者に近い農業委員・推進委員が実施したりすることが効果的な場合があります。

② 個別課題型

地区の個別課題を解決するために関係機関と連携して対象地区の農業者の意向を把握するものです。県内で取り組まれたアンケートの課題例は「集落営農の推進」「基盤整備の推進」「地域の農地集積・集約化」などです。

課題例

集落営農推進	地域の農地を守るため、集落営農（法人）を立ち上げたい。そのため各戸の農作業の状況や機械の所有状況など具体的な項目を調査します。
基盤整備推進の推進	基盤整備を進めたい。そのため地主も含めた地権者の意向を把握して、今後の進め方を検討したい。
集約化の推進	地域内で担い手は確保されているが、個別集積を進めてきた結果、農地が分散しているために効率が悪い。農地を集約化していくために担い手の意向を把握したい。
複数集落が連携した営農体制の推進	担い手がない、将来も見込めない集落が、近隣集落と協議して広域的な営農体制を構築したい

6 県内の取組事例

A 市	パターンの全成型
目的	広く農業委員会の基礎資料
範囲	30アール以上を耕作する全農業者
調査項目	①現在の経営状況 ②今後の経営見込み ③農業後継者の有無
配布・回収	農家組合を通じて配布、郵送で回収

B 市	重点地区型（1委員1集落）
目的	農業委員・推進委員の活動促進
範囲	各農業委員・推進委員が設定した集落等
調査項目	①集落・地域の10年後②集落・地域の担い手の有無③地域農業の特続の方法④自らの位置づけ⑤自らの5年後など
配布・回収	調査票を郵送し、回収は推進委員がアンケート内容を確認後回収

C市(D地区)	重点地区型（1農業委員会1モデル）
目的	地区の話し合いのきっかけとすするため。集計後に地区担当の農業委員・推進委員が説明会を開く
範囲	重点地区の地権者
調査項目	●農地を貸し付けている方 耕作者が耕作できなかつた場合の対応 地域農業が持続するための方策 ●耕作している方 農業経営を引き継ぐ者の有無 今後の農業経営の意向 地域農業が持続するための方策
配布・回収	調査票を郵送し区長（自治会長）が回収

E市(F地区)	課題解決型
目的	集落の農業の将来を考えるため（集落営農の推進）
範囲	集落の住民
調査項目	「田畑の有無」「実施農作業」「10年後の農作業」
効果	アンケート結果を基に「農地維持対策会議」を立ち上げ1回程の開催で検討を始めた「再アンケートの実施」「先進地視察」などを行っている

(参考3)

農地利用の最適化・活動結果シート

農業委員会名	職名・氏名	農業委員・推進委員	シート No.
--------	-------	-----------	------------

(1) 日時、場所

日時	平成 年 月 日	午前・午後 時～ 時
場所		

(2) 活動区分 (該当番号に○をつけてください)

1	地域・集落の会合に参加した ⇒ (3)、(4)、(5)、(8) を記入
2	担当地域の農業者と個別に話を聞いた ⇒ (4)、(5)、(8) を記入
3	農業者から相談を受けた ⇒ (4)、(6)、(8) を記入
4	地域の農地利用の話し合いの場を持った ⇒ (3) (7) (8) を記入
5	その他 (具体的に)

(3) 会合名、参加者数 (活動区分1または4の場合は記入ください)

会合名	参加者数	人
-----	------	---

(4) 活動対象農業者 (該当番号に○をつけてください。複数可)

1	受け手の中心となる担い手農家・法人	特記事項
2	担い手候補が期待される後継者や新規就農者	(活動区分2、3の場合、対象者名を記入)
3	将来離農の可能性がある高齢農業者など	
4	その他農業者	
5	地区、集落の農業者全体	
6	農業者以外	

(5) 具体的な取り組み内容 (該当番号に○をつけてください。複数可)

1	農業委員・推進委員の活動を周知した	特記事項
2	農地関連のパンフレットを配布した	
3	農地施策等を説明した (質問を受けた)	
4	農地利用の意向を聞いた	
5	農地利用に関しての相談を受けた ⇒ (6) を記入	
6	その他	

(6) 相談内容 (該当番号に○をつけてください。複数可)

1	農地の貸借の仕組み (手続き) を知りたい	特記事項
2	農地を借りてくれる人を探したい	
3	農地を買ってくれる人を探したい	
4	農地を貸してくれる人を探したい	
5	農地税制を知りたい	
6	遊休農地意向調査等	
7	その他	

(7) 話し合いの内容 (該当番号に○をつけてください。複数可)

1	人・農地プラン等地域の将来の農地利用	特記事項
2	基盤整備の取組	
3	遊休農地の解消対策	
4	その他	
使用した資料等に○をつけてください。		説明資料・地図・リーフレット・その他資料

(8) 関係機関との調整等

関係機関等への照会	農業委員会・市町村・J A・土地改良区・普及センター その他 ()
農地中間管理事業の説明	リーフレットを配布、簡単な説明、より詳しく説明、 中間管理機構 (受託機関) への照会

メモ欄

活動例

まずはここから始めてみましょう

No.	段階	内容	具体的な内容	備考
活動例 1 地域・集落の会合に参加しよう	第1段階	集落の会合に参加し、パンフレットを配布しよう	秋から冬にかけて開催される集落の農業者が集まる会合に参加して、農地中間管理事業や遊休農地対策等のパンフレットを配布しよう	使える資料 ●農地施策等のリーフレット(中間事業など) ●農家相談の手引き ●全国農業新聞
	第2段階	集落の会合で話をしよう	上記の集会で話を使用 ●農業委員・推進委員の活動内容の周知 ●配布リーフレットの説明 ●参加者から農地利用の意向を聞いた ●その他農地施策等の説明	ステップアップ
活動例 2 担当地域の農業者と話をしよう	第1段階	あざ端、役所・農協のロビーなどで農業者と話をしよう	あざ端や役所・農協のロビーなどで担当地域の農業者と顔を合わせたとき、農地に関しての悩みや地域の農地利用の話聞いてみましょう。(世間話の延長で構いません)	使える資料 ●農地施策等のリーフレット(中間事業など) ●農家相談の手引き ●全国農業新聞
	第2段階	担い手地域の農業者を戸別訪問してみよう。 ☆農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及推進の時も訪問のチャンスです。	訪問先の例 ●受け手の中心となる担い手農家・法人、 ●担い手候補が期待される後継者や新規農業者 ●将来離農の可能性のある高齢農業者	ステップアップ
活動例 3 農家相談を受けましょう	第3段階	会合や戸別訪問の中で相談があったらば話を聞き、答えたり関係機関につなげたりしましょう。	相談内容例 ●農地の貸借・売買に関する手続きを知りたい ●農地転用の手続きを知りたい ●農地の借り手・買い手を探したい ●農地の貸し手・売り手を探したい ●農地税制を知りたい ●遊休農地対策の手続きを知りたい。 農地利用状況調査で把握した遊休農地について、将来遊休化の恐れがある農地について、所有者等を訪問して意向把握や、解消に向けた相談を行いましょ。	使える資料 ●農家相談の手引き ●問答集(農地全書・農地がわかる百問百答) ●農家のための何でもわかる農業の税制 等

活動例 4 地域の農地利用を話し合ってみよう	第4段階	人・農地プランなどの話し合いを進めよう (基盤整備への話し合いも一つです)	地域の集落・地域の将来の農地利用はどうか。農地を守る担い手はいるか話し合いを進めてみましょう。 皆で農地利用の現況(色塗り)を行って現状を視覚化しましょう。	使える資料 ①農林公社作成のリーフレット ②農家相談の手引きのコピー ③全国農業新聞の見本
	パターン 2	遊休農地の活用に向けた取組みを進めよう	まとまった遊休農地を解消し、担い手や新規参入法人等に結び付ける活動や、遊休農地を再生し特産品づくりなどを話し合ってみよう	

話し合いは行政、JA、土地改良区など関係機関と連携して進めます

農地利用の最適化・活動結果シート等の活用による活動の見え方の共有化について (平成30年6月)

1 趣旨

昨年度7月を中心に県内の20農業委員会が移行し、農業委員・推進委員の農地利用最適化に向けた活動の第一歩として「地域・集落の会合」に参加「担当地域の農業者との対話」に取り組み、活動記録ノートに加え、特筆すべき活動内容を具体的に記録した「農地利用の最適化・活動結果シート」等により活動を目で見える形で取りまとめ、情報の共有化と活動のステップアップを提案したところである。新体制の移行については本年8月をもって県内すべての農業委員会が新体制への移行を完了し、今後は農業委員会改革の眼目である「農地利用の最適化」に取り組み、具体的な成果を積み上げていくことが期待されている。

以上のことから、県内の農業委員会組織がこれまで取り組んできた「にいがた地域農業再生運動」のもと、農地利用の最適化・活動結果シート等の活用により、「活動の見え方の共有化」と「情報の共有化」、「優良事例の横展開」を図り効果的な取組を進めるものとする。「優良事例の横展開」を巡り効果的な取組を進めるものとする。なお、平成29年度下半期の取組について優良事例を収集し、県内の農業委員会へ横展開を図るものとする。

2 取組の流れ

- 1) 農業委員・推進委員は活動を行った際に記載
- 2) 活動記録ノートとともに事務局へ提出
- 3) 活動状況を農業委員会内に共有
- 4) 農業会議に報告
- 5) 県内の状況を取りまとめ優良事例の横展開

平成30年6月11日付け、新農会第257号
平成30年度「1農業委員会1モデル地区」づくりの推進と農地利用の最適化・活動結果シート上の活用について(依頼)から